

東海村地域防災計画【風水害対策計画編】

第1章 総則

第1節 風水害対策計画の概要

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、東海村防災会議が策定する計画であって、村内の風水害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、村、県、指定地方公共機関等がその有する全機能を有効に発揮して、村内における風水害による災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

なお、村内における地震対策及び本計画に特段の定めのないものについては東海村地域防災計画（地震災害対策計画編）に、津波災害対策については東海村地域防災計画（津波災害対策計画編）に、原子力災害対策については東海村地域防災計画（原子力災害対策計画編）において別に定め、十分に調整を図る。

第2 計画の用語

この計画において、次の各号にあげる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|--|
| 1 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 本計画 | 東海村地域防災計画 |
| 4 村 | 東海村 |
| 5 県 | 茨城県 |
| 6 村民 | 村内在住・在勤者・通学者 |
| 7 住民 | 村内在住者 |
| 8 要配慮者 | 高齢者・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者・妊婦・乳幼児・未就学児童・児童生徒・難病者・人工透析患者・外国人・災害により負傷し自立歩行が困難になった者等の防災対策において特に配慮を要する者 |
| 9 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生したときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者 |
| 10 消防本部 | ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 |
| 11 警察署 | 茨城県ひたちなか警察署 |

第3 計画の構成

本計画は、村等の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については別途関係機関が定める。

なお、本計画は、本村の地域における風水害対策を体系化したものであり、「東海村地域防災計画」の中の「風水害対策計画」とする。

第4 基本方針

風水害対策計画の基本方針は以下のとおり。

- 1 台風や発達した温帯低気圧に伴う暴風雨によって生じる強風、大雨、竜巻等による洪水害、高潮害、土砂災害、風害等が広範囲で発生する風水害による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、災害発生時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。

- 2 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。そのため、文章中の主語を可能な限り明確にするほか、村の主な担当課・担当班を各項目の冒頭で【 】内に示す。
- 3 村、県及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、村民、事業者等の役割も明示した計画とする。

第2章 風水害予防計画

第1節 治水・洪水対策【都市政策課・道路整備課・防災原子力安全課】

地域における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法に基づき、大河川における洪水予報の提供、中小河川における洪水情報等の提供、洪水浸水想定区域の指定、避難体制の整備等必要な措置を講じる。

1 河川の概況

村には、その源を茨城県・福島県・栃木県との県境に位置する八溝山に発し、流域面積1,490km²、流路延長527kmに及ぶ一級河川の久慈川と、ひたちなか市から流下してくる二級河川の新川の河口があり、それらの流水は主に流域の上水道、水田等の灌漑用水として利用されている一方で、上流域の洪水を一手に引き受けている。

久慈川における最寄りの水防警報対象水位観測所は榊橋観測所（河口から6.2km。日立市神田町）であり、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所は、水位情報を24時間一般に公開している。

治水対策としての河川改修事業は、新川下流部分の河川改良工事を推進する。

久慈川における水防団待機等の河川水位

観測所名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
榊橋	2.7m	3.7m	6.3m	6.7m	7.54m

2 洪水予報河川の指定

国が洪水により相当な損害の生じるおそれのある河川として久慈川等を洪水予報河川に指定しているため、村は、洪水のおそれがある時はその旨を一般に周知する。

3 避難体制等の整備

(1) 村は、国及び県が指定した洪水浸水想定区域ごとに以下の事項について定める。

1) 洪水予報等の伝達方法

2) 避難場所及び避難路に関する事項

3) 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

4) 洪水浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

①地下街等（地下街その他設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの

②社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの

③大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの（2）村は村民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の配付その他必要な措置を講じる。

(2) 村は、村民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の配付その他必要な措置を講じる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

(3) 村は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から

必要な情報提供，助言等を受けつつ，過去の浸水実績等を把握したときは，これを水害リスク情報として住民，滞在者その他の者へ周知する。

- (4) 村は，緊急安全確保，避難指示，高齢者等避難（村民に対して避難準備を呼びかけるとともに，避難行動要支援者のように特に避難行動に時間を要する者に対して，早めの段階で避難行動を開始することを求める情報）を躊躇なく発令できるよう，「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に，国，県，水防管理者等の協力を得つつ，豪雨，洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか，5段階の警戒レベルを明記し，伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

また，避難所，避難路等をあらかじめ指定し，日頃から村民への周知徹底に努めるほか，水防団等と協議し，発生時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。

なお，避難時の周囲の状況等により，屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは，「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

- (5) 村は，洪水等に対する住民の警戒避難体制として，洪水予報河川等については，水位情報，堤防等の施設に係る情報，台風情報，洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても，氾濫により居住者や地下空間，施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては，同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また，避難指示等の発令対象区域については，細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから，立退き避難が必要な区域を示して指示したり，屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく，命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう，発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに，必要に応じて見直すよう努める。

- (6) 村は，関係機関の協力を得て，雨量，水位等の情報をより効果的に活用するための内容を拡充し，関係行政機関はもとより，報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るほか，避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

4 資料

資料 2.2.1 避難路及び緊急輸送道路一覧

資料 2.3.1 避難所一覧

第2章 風水害予防計画
第2節 地盤災害防止対策の推進
【都市政策課・道路整備課・区画整理課・防災原子力安全課】

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・見直し

県は、急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

また、県は、対策工事が完了した箇所区域縮小等、地形や土地利用の変化に合わせた区域の見直し作業を計画的に行っていく。

2 警戒避難体制の整備

(1) 村は、県が指定する警戒区域ごとに以下の事項について定める。

- 1) 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項
- 2) 避難場所及び避難路に関する事項
- 3) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- 4) 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 村は、村民に周知するため、上記の事項のうち避難所、避難路等必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等の配付その他必要な措置を講じる。

(3) 村は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国、県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

また、避難所、避難経路等を指定し村民への周知徹底に努めるほか、発災時の避難誘導訓練を行う。

(4) 村は、関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るほか、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

3 土砂災害防止法第8条第1項第4号に定める要配慮者利用施設

(1) 土砂災害防止法第8条第1項第4号に定める要配慮者利用施設を次のとおり定める。

名称	所在地
東海村立村松小学校	東海村大字村松 1443 番地 2

(2) 村は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合は、土砂災害に関する情報、予報及び警報について、電話、インターネット、IP無線その他の手段により伝達する。

(3) 上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について村に報告する。

(4) 村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

4 がけ崩れ危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

村は、県が調査・把握したがけ崩れに関する情報をもとに、定期的に防災パトロール等を実施

するほか、大雨等土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努める。

5 急傾斜地崩壊危険箇所の指定

県は、村と協議の上、がけ崩れ災害の発生が予想される箇所について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定により危険区域の指定を行い、対策工事を実施するとともに、がけに対する有害な行為を規制し、民生の安定と国土の保全を図る。

6 所有者等に対する防災措置の指導

村は、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者、占有者、又は被害を受けるおそれのある者に対して危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険箇所に指定して行為制限ができるよう調整する。

7 土砂災害警戒情報の活用

村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報（以下、「土砂災害に関するメッシュ情報」という）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

8 資料

資料 2.2.1 避難路及び緊急輸送道路一覧

資料 2.3.1 避難所一覧

第2章 風水害予防計画

第3節 災害に強いまちづくりの推進【都市政策課・道路整備課】

都市災害の未然防止を第一目的とし、あわせて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して以下の施策を展開する。

1 災害危険区域の指定

村は、条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関して制限し、災害防止上必要な措置を取ることを検討する。

2 強風による落下防止対策

村及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

3 都市計画事業の推進

村は、災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進する。

なお、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフトの両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づける。

4 道路建設上配慮すべき事項

- (1) 平面線形は、できる限り河川との接近、湿地、沼等を避ける。
- (2) 縦断線形は、平坦地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水による水位の増に対し安全な高さを確保する。
- (3) 横断こう配は、路面水を速やかに側溝に流下させるのに必要な勾配を確保する。
- (4) 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土するおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- (5) 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出のできる通水断面を確保する。
- (6) 排水側溝は、速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水困難な所は暗渠等を設置する。

5 路面冠水対策

村は、定期的にパトロールを実施するほか、大雨等の状況下において排水作業等を実施し、災害の防止に努める。

6 道路防災事業計画

災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消を図る。

第2章 風水害予防計画

第4節 学校等の安全対策・文化財の保護【学校教育課・生涯学習課・指導室】

県教育委員会は、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずるとともに、村教育委員会に対し、指導・助言を行う。

1 防災上必要な教育の実施

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- (3) 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災上必要な訓練の実施

- (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

4 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- (2) 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

5 文化財保護

防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。
なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第2章 風水害予防計画

第5節 農地・農業の保全対策【農業政策課】

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修、農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした対策を実施する。

また、村は、大雨による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図る。

1 ため池等整備事業

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

2 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前に、立地条件の変化により、湛水被害を生じるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

3 水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

4 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために、農業用排水施設の新設又は改修を行う。

5 災害の未然防止対策

- (1) 災害から農作物被害を防ぐため、気象情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。
- (2) 農業災害による損失に備えて、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業保険への加入を促進する。

6 農林漁業災害対策委員会の設置

長期的な異常気象等により、農作物への影響が予測される場合や風水害により被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減、未然防止対策等について検討する。

7 資材の確保

- (1) 村等の病虫害防除器具及び災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。
- (2) 災害の発生が予測される場合は、薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて必要量を備蓄する。

第2章 風水害予防計画

第6節 情報通信ネットワークの整備【防災原子力安全課・地域戦略課】

災害発生時、村・国・県・防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることがすべての対策の基本となるため、平常時からソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図る。

1 情報通信設備の整備

(1) 防災行政無線等

村は、村民に対して災害情報等を伝達するため、防災行政無線、IP無線等を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

(2) 災害時優先電話

村は、必要な部局等に災害時優先電話を配置するとともに、関係機関との情報共有を図る。

2 情報通信設備の災害対策

村は、災害時においても情報通信設備の機能を確保するため、保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、停電等に備え、以下の事項に留意する。

(1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(2) 非常用電源の確保

避難所、災害対策本部拠点等の重要施設においては、風水害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

3 アマチュア無線ボランティアの確保

村は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援する。

4 情報提供に係る多様な通信手段の活用

村は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得る。

また、災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、SNS、防災アプリ等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

5 資料

資料 2.1.1 防災関係機関窓口一覧

第2章 風水害予防計画

第7節 消火・救助・救急活動への備え【消防本部・防災原子力安全課】

1 消防力・救助力の強化

災害による火災の消火，人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために，消防本部の消防対応力を強化するとともに，消防車両・資機材の適正配備を行う。

(1) 消防水利の確保

防火水槽の設置を促進するほか，ビル保有水の活用，河川・ため池の利用，プールの利用等水利の多様化を図るとともに，消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

(2) 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え，災害発生時の活用が期待される可搬式ポンプ，水槽車等の整備を推進する。

また，停電による通信機能不能に備え，発電機や消防団無線の充実を図るとともに，燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(3) 消防団の育成・強化

災害発生時の活動が十分にできるよう，資機材の整備，体制の確保，団員の訓練等を総合的に推進し，消防団の充実強化を図るとともに，災害時活動マニュアル等を整備し，参集基準の明確化に努める。

(4) 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため，救助隊員に対する教育訓練を充実強化し，適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(5) 救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため，救助隊の設置を進めるとともに，救助工作車，救助用資機材等の計画的な整備を促進し，救助活動体制の整備を図る。

(6) 広域応援体制の整備

大規模災害時に相互に応援活動を行うため，消防本部は広域消防応援協定を締結するとともに，複数の消防本部合同での消火・救助訓練を実施し，いざという場合の対応力の強化を図る。

また，応援する立場，応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際には，情報の共有化，通信手段，指揮系統，資機材の共同利用等について明確化する。

2 救急力の強化

(1) 救急活動体制の強化

大規模な災害によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し，医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため，以下の事業を推進する。

- 1) 救急救命士の計画的な養成
- 2) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- 3) 救急隊員の専任化の促進
- 4) 救急教育の早急かつ計画的な実施
- 5) 消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
- 6) 村民に対する応急手当の普及啓発

(2) 集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき，関係機関との連携により実施する。

3 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおき等を地域ぐるみで推進する。

また、事業者においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 救出・応急手当能力の向上

1) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出等に役立つジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプ等の救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進するほか、村はこうした地域の取組を支援する。

2) 救助訓練

自主防災組織を中心として、家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。村及び消防本部はその指導・助言に当たるとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であるため、村及び消防本部は、村民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

4 資料

資料 2.1.2 応援協定一覧

第2章 風水害予防計画

第8節 防災教育【防災原子力安全課・消防本部・指導室・学校教育課・村民活動支援課】

災害による被害を最小限に抑えるためには、村民一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての村民の理解の促進に向け、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、村民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

また、災害発生時に村民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進する。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、村は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災の取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

1 村民向けの防災教育

(1) 普及すべき防災知識の内容

- 1) 風水害時の危険性
- 2) 家庭での予防・安全対策（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- 3) 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
- 4) 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
- 5) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- 6) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性
- 7) 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準とした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動
- 8) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
- 9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- 10) 自主防災組織等の地域での防災活動
- 11) 要配慮者への支援協力
- 12) 帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる）
- 13) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- 14) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- 15) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- 16) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

(2) 広報紙・パンフレットの配布

村は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く村民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に

関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 講習会等の開催

村は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(4) 住民参加型ワークショップの開催

村は、主に洪水浸水想定区域内など、水害の恐れがある地域の住民を対象に、ハザードマップを活用した居住地域の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(5) その他のメディアの活用

- 1) テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- 2) DVDの貸出
- 3) 文字放送の活用
- 4) インターネットの活用（ホームページ、メール、SNS、防災アプリ等）
- 5) 防災情報ネットワークシステムの活用

2 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校においては、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などが挙げられ、これらの教育に当たってはハザードマップ等の活用など主体的な学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び防災に関する指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

(3) 住民による災害の伝承

過去にどのような災害があったのか、次の世代に伝えるために住民の語りによる防災教育を行う。

3 職員向けの防災教育

災害対策本部要員及び災害対策出動要員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の防災教育・研修に努める。

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての村職員に対して、職員行動マニュアルによる研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の使用方法や、家具転倒防止対策等の災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から村民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として

招き，研修会や講演会を開催するとともに，災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいく。

第2章 風水害予防計画

第9節 防災訓練【防災原子力安全課・消防本部】

災害時の迅速かつ確かな行動のためには、日常からの訓練が重要であることから、関係機関相互の連携のもと災害発生時の対応行動の習熟が図れるよう、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1 総合防災訓練

(1) 訓練種目

訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、村民が災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設ける。

- 1) 災害対策本部の設置・運営
- 2) 交通規制及び交通整理
- 3) 避難準備、避難誘導及び避難所の設置・運営
- 4) 救出・救助、救護・応急医療
- 5) ライフライン復旧
- 6) 各種火災消火
- 7) 道路復旧及び障害物排除
- 8) 緊急物資輸送
- 9) 無線による被害情報収集伝達
- 10) 避難行動要支援者の支援（避難所への避難等）
- 11) 応急給水活動

(2) 訓練参加機関

村は、自主防災組織、ボランティア組織、事業者、要配慮者等の参加を広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施する。

(3) 訓練結果の評価

訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行う。

2 各機関が実施する訓練

(1) 避難訓練

1) 村による避難訓練

災害時の迅速な避難を期するため、村が中心となり、警察、消防本部その他の関係機関の参加のもと、自主防災組織、事業者、要配慮者も含めた村民の協力を得て、マイ・タイムラインを確認して避難する訓練を実施する。

2) 学校、病院、社会福祉施設等における訓練

施設管理者は、要配慮者、児童生徒等の生命・身体の安全を確保し、被害を最小限に抑えるため、避難訓練を実施する。

3) 学校と地域が連携した訓練の実施

学校と地域が連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営、炊き出し等の実践的な訓練を行う。

4) 事業者における訓練

事業者は避難訓練を定期的にも実施するとともに、地域の一員として、村、消防本部及び地域の防災組織が行う防災訓練にも積極的に参加する。

(2) 非常参集訓練等

村は、災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するほか、災害時の即応体制の強化を図るために本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を実施する。

(3) 通信訓練

村は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、防災行政無線が使用不能になった場合に備え、非常時の通信連絡の確保を図る。

(4) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所その他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施する。

また、地域の一員として、村、消防本部及び自主防災組織が実施する防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

(5) 自治会、自主防災組織等による訓練

自治会、自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、村及び消防本部の指導のもと、地域の事業者とも協調して、組織的な訓練を定期的実施するよう努める。

訓練種目は初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練、避難行動要支援者避難支援訓練等を主として行う。

(6) 一般村民の訓練

村民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、村は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた村民の参加を求め、村民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、村民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努める。

第2章 風水害予防計画

第10節 防災組織等の活動体制の整備

【防災原子力安全課・村民活動支援課・地域福祉課・社会福祉協議会】

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止・軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業者を含めた村民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成・登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していく。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同の視点を取り入れた防災体制の確立に努めつつ、自主防災組織の活動環境を積極的に整備する。

1 自主防災組織の育成・連携

(1) 自主防災組織の整備

村は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて自治会等における防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できる環境の整備等により、これらの組織の日常化や訓練の実施を促す。

1) 普及啓発活動の実施

村は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く村民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

2) 自主防災組織の編成

①自主防災組織は、原則として地域コミュニティの核である自治会を単位とする。

②地域内の事業者と協議の上、地域内の事業者の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図る。

3) 自主防災組織の活動内容

[平常時]

①避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成

②日頃の備え及び災害時の的確な行動に関する防災知識の普及

③地域の危険箇所の点検・把握

④情報収集・伝達、初期消火、避難誘導、救出・救護等の防災訓練の実施

⑤消火用資機材、応急手当用医薬品の防災用資機材の整備・点検等

⑥災害発生時における行政、消防団等地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定

[発災時]

①初期消火の実施

②情報の収集・伝達

③救出・救護の実施・協力

④集団避難の実施

⑤炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力

⑥避難行動要支援者の安全確保等

(2) 協力体制の整備

村は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

(3) 自主防災組織への活動支援

村は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備について支援及び助成を行う。

(4) リーダーの養成

村は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活

動の活性化を図る。

2 事業所防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校、病院等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検・整備等を行うことになっていることから、消防本部は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

(2) 危険物等施設等関係事業者の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業者の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応が図れないおそれがあるため、消防本部は、危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

3 ボランティア組織との連携

地震災害対策計画編第2章第1節第3「防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

4 事業者による防災の促進

事業者は、地震災害対策計画編第2章第1節第3「防災組織等の活動体制の整備」に準ずるほか、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める等により風水害対策を実施する。

また、村は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第2章 風水害予防計画

第11節 要配慮者及び福祉施設等入所者の安全確保の備え

【防災原子力安全課・地域福祉課・総合相談支援課・健康増進課・子育て支援課・指導室・政策推進課・村民活動支援課・都市政策課・道路整備課】

災害時に配慮を要する対象として、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、妊婦、乳幼児、未就学児童、児童生徒、難病者、人工透析患者、外国人、災害により負傷し自立歩行が困難になった者等が挙げられる。要配慮者の安全確保対策として、要配慮者の対象者別に定めるとともに、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進する。

また、これらの要配慮者のうち、災害が発生したときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と位置付け、別に計画を作成し、地域で支援するための体制づくりを進める。避難行動要支援者に関する情報について関係部署における共有に努めるとともに、住所・氏名等の基本的な情報については、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等への情報提供を行う。

福祉施設等の入所者については、地震災害から入所者を守るため福祉施設等の管理者と連携し、施設の安全体制・対策の一層の充実を促進する。

1 要配慮者対策

(1) 要配慮者全体への対策

1) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

村は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災関係機関や福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、村は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進等、緊急通報システムを整備する。

2) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

高齢者等避難や災害関連情報は、要配慮者本人のみならずその家族や避難支援等関係者に対しても広く周知する必要があるため、村は、発生し得る電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等に対処できるよう、特定の伝達手段にとらわれることなく、多様な情報伝達手段の確保に努める。

3) 要配慮者の避難所等における支援体制の確保

地震災害対策計画編第2章第3節第5「要配慮者安全確保のための備え」に準じる。

(2) 対象者別対策

1) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者への対策

地域住民や自主防災組織、福祉施設等との連携を強化して、避難や避難生活に対する支援体制を整備するとともに、要配慮者自身の備えを促すため、災害に対する啓発活動に努める。

2) 未就学児童等への対策

保育施設や放課後児童クラブの管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、管理者と保護者との協力により、日常的に訓練を行い、保護者、未就学児童等の安否や所在の情報を把握できるように努める。

3) 児童生徒等への対策

学校は、教職員、児童生徒等に対して、防災教育や訓練を通じて、災害に対する心構えや、防災に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、災害時を想定した保護者との協力体制を整える。

4) 妊婦・乳幼児、難病者、人工透析患者、精神障がい者、発達障がい者への対策

医療機関等と連携して避難や避難生活に対する支援体制を整備するとともに、要配慮者自身の備えを促すため、災害に対する心構えや、防災に関する正しい知識の普及啓発に努める。

5) 外国人への対策

地震災害対策計画編第2章第3節第5「要配慮者及び福祉施設等入所者の安全確保の備え」に準じる。

2 避難行動要支援者避難支援対策

村は、「災害時避難行動要支援者避難支援計画（災援プラン）」を作成し、それに基づいた必要な支援を充実させるなど、避難行動要支援者に対する支援体制の強化を図る。

(1) 避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の作成

村は、避難行動要支援者に対する避難支援、安否確認等をより確実なものとするため、その基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）を災対法第49条の10第1項の規定に基づき整備するとともに、個別避難計画を災対法第49条の14第1項の規定に基づき作成する。

1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下のいずれかの基準に該当する者を避難行動要支援者とし、名簿に登載する。

- ①自力又は同居家族により基幹避難所等へ避難することができない高齢者
- ②身体障害手帳を所持し、「肢体不自由（1～2級）」の者のうち、災害時、自力又は同居家族により基幹避難所等へ避難することができない者
- ③身体障害手帳を所持し、「聴覚障害・平衡機能障害」の者のうち、災害時、自力又は同居家族により基幹避難所等へ避難することができない者
- ④身体障害手帳を所持し、「視覚障害」の者のうち、災害時、自力又は同居家族により基幹避難所等へ避難することができない者
- ⑤療育手帳○A又はAを所持し、災害時、自力又は同居家族により基幹避難所等へ避難することができない者
- ⑥精神保健福祉手帳1級を所持し、災害時、自力又は同居家族により基幹避難所等へ避難することができない者
- ⑦上記に準じる者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者

2) 避難行動要支援者名簿の記載項目

名簿には、以下の項目を記載・記録する。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号及び家族等の緊急連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

3) 避難行動要支援者名簿作成のための情報収集

村は、避難行動要支援者に該当する村民を特定し、名簿に記載するため、以下の台帳と訪問・聞き取り調査により情報収集を行う。

- ①住民基本台帳
- ②身体障害者手帳交付台帳
- ③療育手帳交付台帳
- ④精神保健福祉手帳交付台帳

4) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況変化に対応するため、村は、毎年度、名簿情報を更新する。

5) 避難行動要支援者の名簿情報外部提供に関する同意の取得

村は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報を外部提供するために、避難行動要支援者を名簿に登載する際に、外部提供に関する同意を取得する。

(2) 避難行動要支援者の支援体制整備

村は、作成した避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供し情報の共有を図るとともに、単位自治会ごとの地域での支援体制整備に努める。

1) 避難支援等関係者の範囲

- ①単位自治会及び自主防災組織
- ②民生委員
- ③消防本部
- ④警察署
- ⑤東海村社会福祉協議会

2) 地域の支援体制整備

広域にわたって被害をもたらす災害に対しては、行政だけでなく、地域の住民が主体となって協力し合い避難行動要支援者の安全確保に取り組んでいく必要があり、避難行動要支援者がどの地域に居住していても地域による避難支援が受けられるよう体制整備を進める必要がある。このため、村は、地域で避難行動要支援者の避難支援体制整備を促進するため、防災意識や避難行動要支援者避難支援体制の必要性等の啓発、マニュアルの整備等の支援をしていく。

3) 避難支援等関係者の安全確保

村は、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するとともに、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者は自身とその家族の安全を確保した上で安否確認や避難支援等を行うものとし、避難支援等を必ず受けられるとは限らないことを周知する。

(3) 避難支援等関係者との情報共有

1) 避難行動要支援者名簿の提供方法

村は、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難行動要支援者名簿情報提供の同意が得られた避難行動要支援者の名簿情報を、避難支援等関係者に紙媒体で提供する。

2) 情報漏えい防止のための措置

村は、平常時の避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するため、以下の措置を講じる。

- ①避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定した提供
- ②災害対策基本法に基づく避難支援等関係者の守秘義務についての周知徹底
- ③受け取った避難行動要支援者名簿の保管方法（施錠保管等）の指導
- ④受け取った避難行動要支援者名簿の複製禁止
- ⑤避難行動要支援者名簿の提供先が団体の場合、その団体内で避難行動要支援者名簿を取り扱う者及び閲覧者の限定等の指導
- ⑥避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されないための注意喚起

3 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は災害時に備えて防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画・避難誘導體制等の整備を図るとともに、地震防災応急計画を策定するほか、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

村は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、地震防災応急計画の策定に当たって指導・助言し、施設入所者等の安全を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

社会福祉施設等管理者は、非常用通報装置の設置等、災害時における通信手段の整備を図る

とともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、地域住民、自主防災組織、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

社会福祉施設等管理者は震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努め、村はこれを促進する。

また、村は、福祉避難所となる総合福祉センター「絆」及びなごみ・総合支援センターについて、施設利用者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行う。

(4) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

社会福祉施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間・休日における防災訓練や防災関係機関、地域住民、自主防災組織、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

村は、社会福祉施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及啓発を図るとともに、防災関係機関、地域住民、自主防災組織、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

第3章 風水害応急対策計画

第1節 職員参集・動員【総務班】

村は、村内において災害が発生した場合、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害応急対策を迅速かつ確に進めるための体制を直ちに整える。災害発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たる。

1 職員の配備基準

職員の配備基準は、村内での災害の規模・状況等により定める。

2 職員の参集・動員

(1) 職員の配備の決定

職員の動員配備体制の区分は、村内での被害情報等に基づき村長が決定する。

ただし、初動体制にあつては、あらかじめ災害の規模等によって定められた体制に基づき、職員は自主的に判断し、決定を待つことなく参集する。

また、村長が不在かつ連絡不可能な場合は、副村長又は教育長が代行する。

(2) 職員の動員

村民生活部長は、前記(1)における動員配備体制の決定に基づき、応急対策等実施のため、必要な職員を動員する。

また、動員に当たっては、各課において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

1) 動員の伝達系統

動員伝達系統を別に示す。

なお、警戒体制の伝達については、村民生活部長の指示に基づき防災原子力安全課長が行う。

2) 動員の伝達手段

①勤務時間中における動員の伝達

防災原子力安全課長は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し動員の伝達をする。

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、防災原子力安全課長は課員の使送により、動員伝達担当課を通じ各部長に動員の伝達をする。

②勤務時間外における動員の伝達

防災原子力安全課長は、職員緊急招集システム等を用いて災害対策本部本部員、本部事務局員及び防災原子力安全課職員に動員の伝達をする。

3) 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、村民生活部長に報告し、村民生活部長は村長、副村長及び教育長に報告する。

〔報告事項〕

- ・部、班名
- ・動員連絡済人員数
- ・動員連絡不可能人員数及び同地域
- ・登庁人員数
- ・登庁不可能なため最寄りの地区の拠点等に非常参集した人員

(3) 非常時の措置

職員は、速やかにあらかじめ定められた課所への登庁を目指すこととし、その際、身分証明書、食料(3食分程度)、飲料水、ラジオ等の携行に努める。

なお、通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手

段は、可能な限り自転車、バイク又は徒歩とする。

(4) 登庁が不可能な場合

災害により登庁が不可能な場合には、最寄りの地区の拠点に参集し地区の拠点の長に自己の所属課・氏名及び参集できない理由を報告した上で、応急対策に従事するか、従事班長の指示を待つ。

地区の拠点の長は、前述により報告を受けた職員の氏名、勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

また、災害状況の好転に伴い参集職員の登庁が可能となった場合は、当該職員に復帰を命じるとともに、その旨を当該職員の所属長に連絡する。

3 資料

資料 3.1.1 職員の配備基準

資料 3.1.2 職員の伝達系統（勤務時間内）

資料 3.1.3 職員の伝達系統（勤務時間外）

第3章 風水害応急対策計画

第2節 災害対策本部【総務班】

村は、村内において災害が発生した場合、民間団体、村民等とともに一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に抑えなければならない。

このため、村は、防災対策の中核機関として、災害対策本部等を速やかに設置し防災業務の遂行に当たる。

1 災害対策本部の体制

(1) 総合防災体制

村防災会議は、本村の地域に係る総合防災体制の中核として防災関係機関等との連絡調整を図り、総合的かつ効果的な応急対策の実施を推進する。

(2) 設置基準

1) 災害対策連絡会議設置基準

災害対策連絡会議は、以下の場合等において、村長が必要と認めたときに設置する。

- ①小規模な災害発生の場合
- ②災害発生のおそれのある場合であって村長が必要と認める場合
- ③気象注意報が発表され、重大な災害が広範囲に発生するおそれがあり、監視を要する場合
- ④その他村長が必要と認めた場合

2) 災害対策連絡会議廃止基準

災害対策連絡会議は、以下の場合に廃止する。

- ①災害対策本部が設置された場合
- ②その他村長が必要なしと認めた場合

3) 災害対策本部設置基準

本部は、以下の場合等において、村長が必要と認めたときに設置する。

- ①気象警報（特別警報を含む。）が発表され、重大な災害が広範囲に発生するおそれのある場合
- ②気象注意報が発表され、かつ救助法が適用された場合
- ③大規模災害または局地的な災害が発生し、その規模及び範囲から、本部を設置してその対策を講じる必要がある場合
- ④その他村長が必要と認めた場合

4) 災害対策本部廃止基準

本部は以下の場合に廃止する。

- ①災害応急対策が概ね完了した場合
- ②その他村長が必要なしと認めた場合

(3) 組織

1) 災害対策連絡会議

災害対策連絡会議は、本部長を村長、副本部長を副村長及び教育長、構成員を関係部課長及び防災原子力安全課員とする。

また、災害対策連絡会議では、以下の事項を迅速かつ的確に行う。

- ①災害対策本部を設置するに至るまでの措置
- ②災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置

なお、災害対策連絡会議の庶務は、防災原子力安全課が行う。

2) 災害対策本部

災害対策本部は、本部長を村長、副本部長を副村長及び教育長、構成員を関係部課長及び防災原子力安全課員とする。

なお、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けた場合は、村長の職務代理の順序により、副本部長がその職務を代理する。

本部長及び副本部長とともに事故があるとき又は欠けた場合は、本部員のうち、村長の職務代理者を定める規則（昭和50年東海村規則第19号）に規定する職員である者が、本部長の職務を代理する。

①各部の編成及び分掌事務

災害対策本部に置く部の編成及び分掌事務については、「災害対策本部の分掌事務」で定める。

なお、喫緊の課題が生じた場合、各部各班はその緊急性に応じて、本部長の指示に基づき流動的かつ重点的に業務を行う。

②活動体制別職員配備数

活動体制別職員配備数の基準は、原則として第3章 第1節「職員参集・動員」によるが、各部長は災害対策状況の推移に応じ、適宜職員配備数を増減して、対策の効率的運営に努める。

ただし、本部長は、災害の状況等により必要があると認めた場合は、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

(4) 設置の決定

1) 災害対策連絡会議設置の決定

村長は、村民生活部長及び防災原子力安全課長から収集した情報を勘案し、必要と認める場合は、災害対策連絡会議を設置する。

2) 災害対策本部設置の決定

被害情報等に基づき、村民生活部長の報告をもとに村長が状況を判断し、必要と認めた場合は、災対法第23条の2第1項の規定に基づき設置する。

ただし、緊急を要し、村民生活部長が不在かつ連絡不可能な場合は防災原子力安全課長が代行する。村長が不在かつ連絡不可能な場合は、副村長又は教育長が代行する。

(5) 災害対策本部の設置

1) 設置に関する指示及び伝達

災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）長（防災原子力安全課長）は、災害対策本部設置及び活動体制について村長の命を受けた場合は、副本部長に連絡する。

2) 現地災害対策本部の設置

特定の地域に著しい被害が生じるなど、本部長が防災対策上必要と認める場合、現地災害対策本部を設置する。

①現地災害対策本部の組織

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

②現地災害対策本部の分掌事務

ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること

イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

(6) 本部員の動員

総合対策部長は、災害対策本部の設置及び活動体制の決定に基づき、応急対策実施のため必要な職員の動員を行う。

なお、動員の手順については、第3章 第1節「職員参集・動員」のとおり。

(7) 災害対策本部の運営

1) 災害対策本部会議

①組織及び協議事項

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、概ね以下の災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

なお、各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。会議の庶務は、事務局総務班が担当する。

- ア 救助法の実施に関すること
- イ 本部の活動体制に関すること
- ウ 現地災害対策本部に関すること
- エ 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- オ 応援の受入れ及び職員の派遣に関すること
- カ 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関すること
- キ 災害広報に関すること
- ク 国に対する要望に関すること
- ケ 県との調整に関すること
- コ 災害対策本部の廃止に関すること
- サ その他重要な事項に関すること

②招集

本部長が必要に応じて招集する。

招集の伝達は、本部事務局長が勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては、携帯電話、職員招集システム等を用いて職員を招集する。

2) 本部設置等の通知及び公表

本部を設置し、又は廃止した場合は、本部長は、村民及び各関係機関に対し、電話、防災行政無線等によりその旨を通知し、及び公表する。

3) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮する。

4) 職員の健康管理及び給食

本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとる。

5) 関係者以外の立入り制限

本部室は円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

2 国及び県の現地対策本部との連携

村は、国及び県の非常（緊急）災害現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

3 資料

- 資料 2.1.1 防災関係機関窓口一覧
- 資料 3.1.4 災害対策連絡会議の構成員
- 資料 3.1.5 災害対策本部の構成員
- 資料 3.1.6 災害対策本部の体制
- 資料 3.1.7 災害対策本部の分掌事務
- 資料 3.1.8 班別の動員数

第3章 風水害応急対策計画

第3節 災害情報の収集・伝達【総務班・情報班・広報班】

災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

1 被害概況の把握・報告

村は、災害後直ちに被害概況を把握し、県に対し報告する。

2 被害情報・措置情報の収集・伝達

(1) 被害情報・措置情報の種類

1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路・鉄道・港湾被害、公共施設被害等に関する以下の項目を指す。

- ①被害発生時刻
- ②被害地域（場所）
- ③被害様相（程度）
- ④被害の原因

2) 措置情報

以下の項目に関する情報を指す。

- ①災害対策本部の設置状況
- ②主な応急措置（実施、実施予定）
- ③応急措置実施上の措置
- ④応援の必要性の有無
- ⑤救助法適用の必要性

(2) 情報収集・情報伝達活動

1) 村は、地域内に以下の事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県等に茨城県災害情報共有システムを用いて対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対して取られた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行う。

- ①村災害対策本部を設置した場合
- ②救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生した場合
- ③災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがある場合
- ④災害の状況、それが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる場合

2) 県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。

3) 役場庁舎に深刻な被害が生じ死傷者が発生するなど、災害規模が大きく、村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

4) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

3 資料

資料 2.1.1 防災関係機関窓口一覧

第3章 風水害応急対策計画

第4節 通信手段の確保【総務班】

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

1 専用通信設備の運用

災害後直ちに専用の無線、有線通信設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

N T T等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼する。

自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情動的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。

2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、以下のような代替手段を用いる。

(1) 災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

1) 災害時優先電話の指定

村は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、N T T東日本茨城支店長に事前申請し、承認を受け登録しておく。

2) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

(2) 非常通信の実施

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難である場合において、災害応急対策等のため必要と認める場合は、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用する。

なお、非常通信は無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合、あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておく。

また、無線局の免許人は防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

1) 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずる。

- ①人命の救助に関するもの
- ②天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ③緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ④電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- ⑤非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う

緊急措置に関するもの

- ⑥暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ⑦非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ⑧遭難者救護に関するもの
- ⑨非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ⑩鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- ⑪中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ⑫救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

2) 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等のすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々であるため、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておく。

3) 発信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を以下の順序で電報発信紙（電報発信紙がない場合は、任意の用紙で差し支えない。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

(3) 他機関の通信設備の利用

村は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要がある場合は、以下の者が設置する有線電気通信設備または無線設備を使用することができる（災対法第55～57条）。

また、村は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要がある時は、次の者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる（災対法第79条）。

1) 使用又は利用できる通信設備

- ①警察通信設備
- ②消防通信設備
- ③国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
- ④国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
- ⑤日本原子力発電株式会社東海・東海第二発電所

2) 事前協議の必要

- ①村は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結するなどの措置を講じておく。
- ②災対法第79条に基づく災害が発生した場合の優先使用については、この限りではない。

3) 警察通信設備の使用

村が警察通信設備を使用する場合は、警察通信設備の使用手続に示す手続によって行う。

(4) 放送機能の利用

村は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び（株）茨城放送に要請する。

なお、村の放送要請は、県を通じて行う。

(5) 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(6) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能または困難な場合、村は使送により通信を確保する。

(7) 自衛隊の通信支援

村は、自衛隊による通信支援の必要が生じた時は、第3章 第19節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続を行う。

3 資料

資料 2.1.1 防災関係機関窓口一覧

第3章 風水害応急対策計画

第5節 災害情報の広報【広報班】

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の村民の適切な判断と行動を助けるため、村及び防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

1 広報活動

(1) 広報内容

村は、村民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

また、聴覚障がい者に対しては、正確でわかりやすい文書、文字放送等による広報を行う。

- 1) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- 2) 避難指示の出されている地域住民に対する指示の呼びかけ
- 3) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- 4) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- 5) 近隣の助け合いの呼びかけ
- 6) 公的な避難所、救護所の開設状況
- 7) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- 8) 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- 9) 救援物資、食料、水の配布等の状況
- 10) し尿処理、衛生に関する情報
- 11) 被災者への相談サービスの開設状況
- 12) 死体の安置場所、死亡手続等の情報
- 13) 臨時休校等の情報
- 14) ボランティア組織からの連絡
- 15) 全般的な被害状況
- 16) 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 広報手段

村は、その保有する人員、資機材を活用して村民に対して以下の手段で広報活動を行う。

- 1) 防災行政無線（同報系）
- 2) 防災情報ネットワークシステム
- 3) インターネット（メール、ホームページ、SNS、防災アプリ）
- 4) 携帯端末の緊急速報メール
- 5) 広報車
- 6) 立看板、掲示板

(3) 自衛隊等への広報要請

村は、必要な広報を自ら行うことが困難な場合は、自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

(4) Lアラートの活用

村は、避難指示を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信する。

2 報道機関への対応

(1) 報道機関への要請

村は、NHK、茨城放送等の報道機関に対し、電話、ファクシミリ等により被災者に必要な情報の発信を要請する。

(2) 報道活動への協力

村は、報道機関から独自の記事、番組制作に当たり資料提供の依頼があった場合は、可能な範囲で提供する。

(3) 報道機関への発表

- 1) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、速やかに実施する。
- 2) 発表は、原則として本部長が行う。なお、発表すべき情報を持つ担当班は、あらかじめ災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について調整する。
- 3) 災害対策本部広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

3 資料

資料 2.1.1 防災関係機関窓口一覧

第3章 風水害応急対策計画

第6節 応急活動【消防班・総務班】

火災，浸水，海上災害及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため，防災関係機関は相互の連携を図りつつ，地域住民，自主防災組織等の協力のもとに効果的な応急活動を実施する。

1 消火活動

(1) 消防機関による消火活動

1) 情報収集・伝達

①被害状況の把握

119番通報，駆け込み通報，参集職員からの情報，消防団員，自主防災組織等からの情報等を総合し，被害の状況を把握し初動体制を整える。

②災害状況の報告

消防本部は，災害の状況を村及び県に対して報告するとともに，応援要請等の手続に遅れないよう努める。

2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて，以下の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

①避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は，人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

②重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は，重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

③重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は，重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

④火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は火災の態様を把握し，人命の安全確保を最優先とし，転戦路を確保した延焼拡大阻止，救助・救急活動の成算等を総合的に判断し，行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断した場合は，積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断した場合は，住民の安全確保を最優先とし，道路，河川，耐火建造物，空地等を活用し，守勢的現場活動により延焼を阻止する。

3) 応援派遣要請

村は，自らの消防力では十分な活動が困難である場合には，消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して，応援を要請する。

また，消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない場合は，県に対し，電話等により他市町村への応援要請を依頼する。

4) 応援隊の派遣

村が被災しなかった場合，消防本部は消防相互応援協定及び県の指示により，また緊急消防援助隊の一部として，消防隊を被災地域に派遣し，被災自治体の消防活動を応援する。特に，近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 自主防災組織等による消火活動

1) 出火防止

村民，自主防災組織等は，発災後直ちに火気の停止，ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ，火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに，消防本部及び消防団に協力するよう努める。

2) 消火活動

村民，自主防災組織等は，消防本部及び消防団に協力し，又は単独で地域での消火活動を行うほか，倒壊家屋，留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

2 救助・救急活動

(1) 消防機関による救助・救急活動

1) 情報収集・伝達

①被害状況の把握

119番通報，駆け込み通報，参集職員からの情報，消防団員，自主防災組織等からの情報等を総合し，被害の状況を把握し初動体制を整える。

②災害状況の報告

消防本部は災害の状況を村及び県に対して報告するとともに，応援申請等の手続に遅れないよう努める。

2) 救助・救急要請への対応

災害発生後，多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき以下の組織的な対策を取る。

①救助・救急活動は，緊急性の高い傷病者を優先とし，その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに，他の防災機関との連携の上実施する。

②延焼火災が多発し，同時に多数の救助・救急が必要となる場合は，火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊，土砂崩れ等により，通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた場合は，民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

4) 応急救護所の設置

災害現場では，必要に応じ応急救護所を設置し，医療機関，自主防災組織，医療ボランティア等と協力し，傷病者の応急手当，トリアージ等を行う。

5) 後方医療機関への搬送

①応急救護所ではトリアージの結果によって，傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

②搬送先の医療機関が施設・設備の被害，ライフラインの途絶等により，治療困難な場合も考えられるため，茨城県救急医療情報コントロールセンターから，各医療機関の応需状況を早期に情報収集し，救護班や救急隊に対して情報伝達する。

③ドクターヘリのほか，県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について，搬送体制の整備を行い，積極的に活用を図る。

6) 応援派遣要請

村は，自らの消防力で十分な活動が困難である場合は，消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して応援を要請する。

また，消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない場合は，県に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

7) 応援隊の派遣

村が被災しなかった場合，消防本部は消防相互応援協定及び県の指示により，また緊急消防援助隊の一部として，救助隊や救急隊を被災地域に派遣し，現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。

特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 自主防災組織等による救助・救急活動

住民、自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

3 資料

資料 2.1.1 防災関係機関窓口一覧

資料 2.1.2 応援協定一覧

第3章 風水害応急対策計画

第7節 水防の責任【総務班・消防班・都市整備班・農政班・上下水道班】

水害を防ぐため、水防管理団体及び指定水防管理団体である村は以下の対策を実施し、管轄区域内の水防活動を行う。

1 水防管理団体の責任

- (1) 水防組織の確立
- (2) 水防団，消防団の整備
- (3) 水防倉庫，資機材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立
- (5) 平常時における河川，海岸，堤防，ため池等の巡視
- (6) 水防時における適切な水防活動の実施
 - 1) 水防に要する費用の自己負担の確保
 - 2) 水防団又は消防団の出動体制の確保
 - 3) 通信網の再点検
 - 4) 水防資機材の整備，点検及び調達並びに輸送の確保
 - 5) 雨量，水位観測を的確に行うこと
 - 6) 農業用取水堰等の操作
 - 7) 堤防，ため池等決壊及び決壊後の措置を講じること
 - 8) 水防上緊急に必要な場合の公用負担権限の行使
 - 9) 村民の水防活動従事の指示
 - 10) 警察官の出動を要請すること
 - 11) 避難のための立退きの指示
 - 12) 水防管理団体相互の協力応援
 - 13) 水防解除の指示
 - 14) 水防てん末報告書の提出

2 指定水防管理団体の義務

- (1) 水防機関の整備
- (2) 水防計画の整備
- (3) 水防団員数の確保
- (4) 水防訓練の実施

第3章 風水害応急対策計画

第8節 道路の交通規制及び応急復旧【都市政策課・道路整備課】

災害により、道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められる場合、又は交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがある場合は、速やかに交通を規制し、村民の安全を確保する。

また、道路施設は、日常生活及び社会・経済活動に重要な役割を果たすことから、迅速な応急復旧対応を図る。

1 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察又は村に通知する。村は、その路線管理機関に速やかに通知する。

2 道路管理者等による規制

(1) 道路管理者

村道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見した場合、又は通報等により承知した場合は、村は、速やかに必要な範囲の規制をする。この場合、警察関係機関と緊密に連絡をする。

(2) 災害対策本部

村以外の者が管理する道路施設でその管理者に通知して規制をする時間的余裕がない場合は、村災害対策本部は、直ちに警察に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は村が災対法第60条の規定により避難の指示をし、又は同法第63条の規定により警戒区域を設定し、立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じるなどの方法によって応急的な規制を行う。

3 道路の応急復旧

(1) 応急措置

村は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、公用車により巡視を実施するとともに、村民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁等に関する被害状況を把握し、交通規制・広報等を実施するほか、必要に応じて迂回路を選定し、交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

村は、被災した道路を速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

第3章 風水害応急対策計画

第9節 避難指示・誘導【住民福祉班・総務班・渉外班】

村は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的にコミュニティセンター、学校等の既存の建物等に受入れ保護する。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル、計画に沿った避難支援を行う。

また、村は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、村民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、旅館やホテル等、多様な施設の確保に努める。

1 実施機関

(1) 緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難

避難指示等を発令する権限は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である村を中心として、相互に連携をとり実施する。

- 1) 市町村長（災対法第56条、第60条）
- 2) 警察官又は海上保安官（災対法第61条、警察官職務執行法第4条）
- 3) 水防管理者（市町村長、市町村水防事務管理者）（水防法第29条）
- 4) 知事又はその命を受けた県職員（災対法第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- 5) 災害のために派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官のいない場合に限る。自衛隊法第94条）

また、村は、あらかじめ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法を明確にしてあるマニュアルに基づき、発災時に避難指示等を適切に発令するよう努める。

なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(2) 避難所の設置

地震災害対策計画編第3章第5節第2「避難生活の確保」に準じる。

2 緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の内容

避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難が必要な地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知

村は、避難指示等を発令した場合は、当該地区の村民に対してその内容を周知させるとともに、

速やかに関係各機関に対して連絡する。

(1) 村民への周知徹底

避難の措置を行うに当たっては、当該実施者は、その内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図る。

その際、村は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておく。

また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難指示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を行うべきことにも留意する。

また、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

さらに、村は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

(2) 関係機関相互の連絡

村、県、県警察本部、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合は、その内容を相互に連絡する。

なお、村は、避難指示等を発令した場合は、速やかに県に報告しなければならない。

4 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

村は、必要に応じて警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、禁止し、又は退去を命じる。

(2) 警戒区域設定の周知

村は、警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示と同様に、村民への周知及び関係機関への連絡を行う。

5 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法

村が行う避難誘導は、村民の安全のため、以下の事項に留意して速やかに行う。

特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、避難マニュアルに沿った避難支援を行うことが重要である。

- 1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- 2) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- 3) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講じること。
- 4) 村民に対し、要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。
- 5) 避難誘導は、受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治会・班等の単位で行うこと。
- 6) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの

判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努めること。

(2) 村民の避難対応

- 1) 避難に当たっては、要配慮者の避難を優先する。
- 2) 緊急を要する場合の携行品は貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、ティッシュペーパー等に制限し、比較的時間に余裕のある場合は若干の食料、日用身の回り品等を追加する。

6 被災者台帳の作成

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第3章 風水害応急対策計画

第10節 避難生活の確保【住民福祉班・生活環境班】

災害によって住居等を損壊・喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し、一時的に受け入れ、保護する必要があるが、不特定多数の被災者を受け入れる場合、感染症疾病や食中毒の発生、プライバシー保護の困難性が起因する精神不安定等様々な弊害が現れる。

このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供・維持ができるよう、避難所の開設・運営、健康管理等に関する業務を積極的に推進する。

1 避難所の開設・運営

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設及び運営

村は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。

なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。

さらに、要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

また、村は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

1) 基本事項

①対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

②設置場所

- ア 避難所としてあらかじめ指定している施設
- イ 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外受入施設

2) 避難所開設の要請

村は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外受入施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

3) 避難所開設の報告

村は、避難所を開設した場合には、直ちに以下の事項を県に報告する。

- ①避難所開設の目的
- ②箇所数及び受入人員
- ③開設期間の見込み

(2) 避難所の運営

村は、避難所の開設に伴い職員を各避難所に配置する。あらかじめ策定した避難所運営マニュアルに基づき、各避難所運営委員会等とともに避難所を運営する。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、次のような男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難

所の安全性の確保に十分配慮するとともに、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん等により、避難所の早期解消に努める。

さらに必要があれば、県や近隣市町村に対しても協力を要請するほか、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

1) 男女双方の視点

- ①女性専用の物干し場，授乳室の設置，男女別の更衣室等
- ②生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付

2) 避難所の安全性の確保

巡回警備や防犯ブザーの配布

(3) 避難所における村民の心得

避難所に避難した村民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、以下の点に配慮するほか、村は、平常時から避難所における生活上の心得について、村民に周知を図る。

1) 避難所運営委員会の運営

- 2) 正確な情報の伝達，食料・飲料水等の配布，清掃等への協力
- 3) ごみ処理，トイレ使用等生活上のルールへの遵守
- 4) 要配慮者への配慮
- 5) プライバシーの保護
- 6) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(4) 福祉避難所における支援

1) 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、通常の避難所における生活への順応が難しく、症状を悪化させたり、体調を崩したりしやすいため、村は、要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する。

2) 福祉避難所の周知

村は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

3) 福祉避難所の整備

避難生活が長期化することも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

4) 食料品・生活用品等の備蓄

村は、食料品の備蓄に当たってはメニューの多様化、栄養バランスの確保等に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者、食物アレルギーがある者等へ配慮する。

5) 福祉避難所の開設

村は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設する。

6) 福祉避難所開設の報告

村は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに以下の事項を県に報告する。

- ①避難者名簿（名簿は随時更新する。）
- ②福祉避難所開設の目的
- ③福祉避難所名，各対象受入人員（高齢者，障がい者等）
- ④開設期間の見込み

2 避難所等における生活環境の整備

(1) 避難所等における生活環境の維持

村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努め、被災者が健康状態を損な

わずに生活を維持するために必要な各種生活物資の提供、清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

また、避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるほか、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

村は、避難所に複数の部屋がある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てるとともに、安全のための通路や着替えの場所等を確保する。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて福祉避難所を設置する。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

村は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気、トイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

3 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

1) 村は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要に応じて、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。

2) 災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき、健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェーズに応じた活動を実施する。

3) 活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。

(2) 避難所の感染症対策

村は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

(3) 要配慮者の把握

村は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(4) 関係機関との連携の強化

村は、支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じた介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

4 精神保健及び心のケア対策

(1) 心のケア活動の実施

1) 村は、必要に応じて県に心のケアチームの派遣を要請する。

県は、精神保健福祉センター（以下「センター」という。）及び保健所に開設された心の健康相談窓口について、各種広報媒体を活用して広報を図るほか、国や関係団体へ心のケアチームの派遣を要請する。

村の巡回相談チームは、心のケアチーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療に当た

るとともに、カウンセリング等適切な対応を行うほか、地域の被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

2) センターは、原則として、精神科医療機関の現況、村が行う心のケア活動の情報の収集、関係者への情報の提供（FAXニュース等）を一元的に行う。

また、センターは、村や心のケアチーム等との連絡・調整を行い、被災地域の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。

3) 村は、保健所と連携して以下のことを実施する。

①第1段階

・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

②第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

・継続的な対応が必要なケースの把握、対応

③第3段階

・仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動

・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

4) 村は特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、要配慮者本人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

5) センターは、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、災害時の心のケアやPTSDに関するパンフレット等を作成し、村を通じて被災者に配付する。

5 避難所におけるペットの適正飼養に係る措置

村は避難所の隣接した場所にペットを受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。

6 資料

資料 2.3.1 避難所一覧

資料 2.3.2 備蓄物資の保管状況

第3章 風水害応急対策計画

第11節 生活救援物資の供給【涉外班・上下水道班・住民福祉班】

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、村民の基本的な生活は確保されなければならないため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資及び義援物資について迅速な供給活動を行う。

1 食料等の供給

(1) 食料、生活必需品等の給与

1) 炊き出しの実施、食品、生活必需品等の配分

村は、被災者等に対する食料等の供給・支援を行う。

2) 県、近隣市町村への協力要請

村は、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等による食料、生活必需品等の給与の実施が困難と認められた場合は、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。その際の経費は村が負担する。

3) 品目

①食料

米穀(米飯を含む)、パン、おかゆ等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

②生活必需品等

ア 寝具(毛布等、段ボール製ベッド・シーツ・間仕切り)

イ 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ等)

ウ 衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴、雨具等)

エ 炊事用具(鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等)

オ 食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)

カ 光熱材料(発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)

キ その他(ビニールシート、仮設トイレ、土嚢等)

(2) 集積地の指定及び管理

1) 集積地の指定

村は、集積地を活用し、調達した物資の集配を行う。

2) 集積地の管理

村は、物資の集積を行う場合、管理責任者、警備員等を配置し、食品管理の万全を期する。

(3) 義援物資に関する情報の収集・発信

1) 村は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には県に要請する。

2) 村は、各避難所等のニーズ、受入れ方針等を、村ホームページ等を通じて情報発信する。

2 応急給水の実施

地震災害対策計画編第3章第5節第5「生活救援物資の供給」に準じる。

3 上水道施設の応急復旧

地震災害対策計画編第3章第7節第3「上下水道施設の応急復旧」に準じる。

4 資料

資料 2.3.1 避難所一覧

資料 2.3.2 備蓄物資の保管状況

第3章 風水害応急対策計画

第12節 要配慮者及び福祉施設等入所者の安全確保対策【住民福祉班】

災害時には、要配慮者は的確な避難情報の把握や避難所でのコミュニケーションが困難になったり、自力での避難や家族による避難が困難であったりして、非常に危険な状態に置かれる可能性があるほか、福祉施設等入所者も心身の状況が不安定になることが予想される。

このため、避難支援や搬送、情報提供、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者や福祉施設等入所者の実情に応じた対応を行い、安全確保を図る。

1 要配慮者対策

(1) 要配慮者全体への安全確保対策

1) 食料等の確保

村は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。

2) 保健・医療・福祉巡回サービス

村は、医師、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、保健師等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケア等各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

3) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

村は、災害発生後、速やかに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(2) 対象者別安全確保対策

1) 高齢者等の安全確保対策

村は、高齢者等の要配慮者に対し、自治会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー等の協力を得て、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対するニーズの把握等の状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

また、常時使用している医療機材や医薬品を確保するほか、車いすやストレッチャー等の移動用具などを確保する。

2) 外国人の要配慮者対策

地震災害対策計画編第3章第5節第6「要配慮者及び福祉施設等入所者の安全確保対策」に準じる。

2 避難行動要支援者避難支援対策

(1) 避難支援の実施

自治会は、災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者に対し避難支援等を実施する。

(2) 避難状況等の情報把握

村は、避難支援等関係者から避難行動要支援者の避難状況や安否確認状況を把握し、避難行動要支援者名簿登載者の状況を把握し、取りまとめる。

(3) 自治会の避難支援への協力

村は、避難行動要支援者の避難支援等に関し、避難支援等関係者及びボランティア団体等に協力を要請する。

(4) 同意のない避難行動要支援者情報の提供と避難支援協力要請

村は、個人情報を外部に提供することに同意していない避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために必要と思われるときには、当該個人情報を避難支援等関係者に提供し、避難支援の協力を要請する。

3 福祉施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

社会福祉施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、安全かつ速やかに入所者に対する救助及び避難誘導を実施する。

村は、社会福祉施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行うほか、援助可能な社会福祉施設、ボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

社会福祉施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

村は、社会福祉施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設、他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

(3) 食料、飲料水、生活必需品等の調達

社会福祉施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた場合は、村に対し応援を要請する。

村は、社会福祉施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

社会福祉施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び村に対し応援を要請する。

村は、社会福祉施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

村は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、巡回相談を行い、状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) 水道の優先復旧

村は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、水道の優先復旧に努める。

4 資料

資料 2.3.1 避難所一覧

第3章 風水害応急対策計画

第13節 建築物の応急復旧【都市整備班・総務班・住民福祉班】

1 応急仮設住宅の提供

地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じる。

2 応急修理

地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じる。

3 文化財の保護

地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じる。

第3章 風水害応急対策計画

第14節 応急医療【住民福祉班・村立東海病院・消防班】

災害発生時には、広域あるいは局地的に救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、村は、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもと、一刻も速い医療救護活動を行う。

1 応急医療体制の確保

(1) 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うため、村の災害対策本部設置にあわせて、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。

また、すべての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努める。

(2) 医療救護チームの編成、DMATの派遣

村は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により村の能力では不足すると認められる場合は、県及びその他関係機関に協力を要請する。

(3) 医療救護所の設置

村は、コミュニティセンター等の避難所、保健センター等に医療救護所を設置する。

2 応急医療活動

(1) 医療施設による医療活動

村内の国立病院機構茨城東病院及び村立東海病院は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。

(2) 医療救護チーム及びDMATの輸送

医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）及びDMATは、自らの移動手段の確保等に努める。

村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム及びDMATへの災害時緊急給油票の発行など特段の配慮を行う。

3 後方支援活動

(1) 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

(2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防本部は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。

(3) 人工透析の供給等

1) 人工透析

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要であるこ

とから、村は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努める。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し、他の病院等へのあっせんに努める。

2) 人工呼吸療法，酸素療法，経静脈栄養療法，経管栄養療法等

村は、県、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して村内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼するほか、消防本部への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料を提供する。

3) 周産期医療

村は、県が救急医療情報コントロールセンター、周産期センター等から得た周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握する。

また、保健師は、被災地域の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談及び訪問指導を実施するとともに、消防本部に患者の搬送を依頼する。

第3章 風水害応急対策計画

第15節 保健衛生の推進【生活環境班・住民福祉班・都市整備班】

災害廃棄物の発生や倒壊物・落下物等による障害物の発生、感染症等の発生は、村民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、災害廃棄物の処理、防疫等の活動を迅速に行い、環境の保全を積極的に図る。

1 災害廃棄物の処理

(1) 災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計

1) 災害廃棄物発生量の推定

村は、被害状況を把握し、被害棟数の情報と発生原単位を用いて災害廃棄物の発生量を推計する。

また、仮置場内の測量等による実績値を用いて、発生量を見直す。

2) 作業体制の確保

村は、災害廃棄物の処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。

また、災害時に備え、県や近隣市町村、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

3) 処理対策

①状況把握

村は、職員による巡視、村民の電話による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②村民への広報

村は、速やかに災害廃棄物の分別方法や収集方法、仮置場の利用方法等について村民に広報する。

③処理の実施

村は、村民によって集められた仮集積場のごみを管理し、ひたちなか・東海クリーンセンター（処理能力220t/日）にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

また、必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

4) 仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬

村は、速やかに仮置場を設置し、災害廃棄物を適正に管理するとともに、災害廃棄物を可能な限り再生利用するため、分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を効率的に行う。

5) 災害廃棄物処理計画

村は、災害廃棄物処理計画を策定する。

(2) し尿処理

1) し尿処理排出量の推定

村は、被災地域における防疫上、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿収集処理を、収集可能になった日からできる限り早急に行う。

このため、村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

なお、村内の搬入先である東海村衛生センター（処理規模40kl/日）の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある時、車両・人員に不足がある時には、県と

協議し、近隣市町村に協力を依頼する。

2) 作業体制の確保

村は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援を要請する。

3) 処理対策

①状況把握

村は、職員による巡視、村民の電話による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②村民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導する。

③処理の実施

村は、必要に応じて避難所または地区ごとに仮設トイレを設置するとともに、必要があれば、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

2 防疫

(1) 防疫組織の設置

村は、防疫関係の組織を構築するとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

村は、災害の発生後、警察、消防等の連絡を取り、その被害の状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な場所等を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合は、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地域に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策

村は、地理的環境の諸条件や過去の被害の状況等を勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を策定しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達

村は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達するとともに、必要に応じて薬業団体、近隣県、市町村等の協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行う。

(6) 予防教育及び広報活動の実施

村は、平常時から災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。

また、被災地域及び避難所において同様の教育を行うとともに、パンフレット、広報車、報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(7) 記録の整備及び状況の報告

村は、警察、消防本部等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、被害状況及び防疫活動状況をひたしなか保健所に報告する。

(8) 医療ボランティア

村は、必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

(9) その他

その他の災害防疫の実施に当たっては、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により行う。

3 障害物の除去

(1) 建築関係障害物の除去

村は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地域における状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。また、村のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 道路上の障害物の除去

村は、村道等の路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去する。その際、指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

第3章 風水害応急対策計画

第16節 行方不明者等の捜索【生活環境班・消防班】

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索するとともに、災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、死体の埋葬を実施する。

1 行方不明者等の捜索

村は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を、消防本部、消防団員、ボランティア等と協力して捜索する。

村だけでは十分な対応ができない場合、県、近隣市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。

2 遺体の収容（安置）・一時保存

(1) 遺体の処理

遺体の処理は村が実施するが、救助法を適用した場合は、県及びその委任を受けた村が行う。

遺体が多数にのぼるなど村で対応が困難な場合には、県は村からの要請に基づき近隣市町村に応援を要請する。

(2) 遺体収容所の設置

検死・検案を終えた遺体は、村が設置する遺体収容所に収容する。

被害が集中して遺体の収容及び収容所の設営が困難な場合は、近隣市町村に設置・運営の協力を要請する。

(3) 棺の確保

村は死者数及び行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(4) 身元不明遺体の集中安置

村は、身元不明遺体が多数発生した場合には遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

(5) 身元確認

村は県警本部の協力を得て遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺するとともに、埋火葬許可証を発行する。

3 遺体の火葬

遺体を葬る方法は原則として火葬とし、村が実施するが、救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

村及び県は、身元の判明しない遺骨について寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

第3章 風水害応急対策計画

第17節 緊急輸送【都市整備班・消防班】

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行うほか、輸送車両等を確保する。

1 緊急輸送の実施

緊急輸送は以下の優先順位に従って行う。

(1) 総括的に優先されるもの

- 1) 人命の救助，安全の確保
- 2) 被害の拡大防止
- 3) 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ①救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資
- ②消防，水防活動等災害の拡大防止のための人員，物資
- ③被災地域外の医療機関へ搬送する負傷者，重症患者
- ④自治体等の災害対策要員，ライフライン応急復旧要員等，初動期の応急対策要員及び物資
- ⑤緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員，物資

2) 第2段階（応急対策活動期）

- ①前記1)の続行
- ②食料，水等生命の維持に必要な物資
- ③傷病者及び被災地域外へ退去する被災者
- ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員，物資

3) 第3段階（復旧活動期）

- ①前記2)の続行
- ②災害復旧に必要な人員，物資
- ③生活用品
- ④郵便物
- ⑤廃棄物の搬出

2 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

村は、所管する緊急輸送道路の被害状況や緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、RV車等を効果的に活用し速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

村は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況や緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県常陸大宮土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路の啓開作業を実施する。

(3) 放置車両対策

村は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

(4) 啓開資機材の確保

村は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努める。

3 輸送車両の確保

村は、本計画に基づき車両等の調達先・予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不可能な場合、県に対して調達・あつせんを要請する。

第3章 風水害応急対策計画

第18節 応急教育・応急保育【学校教育班・住民福祉班】

災害のため、平常の学校教育及び保育の実施が困難となった場合は、村教育委員会、校長、幼稚園長、保育所長、私立幼稚園長、私立保育園長等は緊密に連携し、関係機関の協力を得て応急教育及び応急保育を実施する。

そのために、施設の被害状況を調査し、児童生徒等（村内の公立・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所、保育園及び学童保育に通う子どもすべてを対象とする。以下同じ。）の安全、教育環境及び保育環境を確保する。

1 児童生徒等の安全確保

(1) 情報等の収集・伝達

- 1) 村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校等の長（以下「校長等」という。）に対し、防災行政無線、IP無線等を利用して災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- 2) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員、保育士等に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。
- 3) 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を村その他関係機関に報告する。
- 4) 村及び学校等は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。
- 5) 村立の幼稚園長及び保育所長は、幼児、職員、施設設備等の被害状況を速やかに学校教育班長又は住民福祉班長を通じて災害対策本部に報告する。
- 6) 勤務時間外に災害が発生した場合は、村立の幼稚園及び保育所の職員は、所属の幼稚園又は保育所に参集し、参集職員の氏名、人数等を災害対策本部に報告するとともに、村が行う災害応急・復旧対策に協力し、応急保育の実施及び保育所の管理等のための万全な体制を確立する。

(2) 児童生徒等の避難等

1) 避難の指示

校長等は、災害の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。状況によっては、教職員等は個々に適切な指示を行う。

2) 避難の誘導

校長等及び教職員等は、児童生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導する。状況により校外への避難が必要である場合は、村その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、または教職員等による引率等の措置を講じる。通学路の安全について、日頃から点検に努める。

4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講じる。

なお、この場合、村に対し速やかに児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡が取れない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努める。

5) 幼児及び児童の引渡し

幼児及び児童の保護者が引き取りに来次第、順次引き渡すとともに、引き渡した保護者の氏名及び時刻を控えておく。保護者が引き取りに来られない事情が生じ、かつ、幼稚園または保育所が被災するなどして使用できない場合は、地域内の基幹避難所に幼稚園又は保育所の職員が連れて行き、一時的に保護する。

6) 保健衛生

村及び各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。校長等は災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講じる。

2 応急教育

(1) 教育施設の確保

村教育委員会及び私立学校設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため以下の措置を講じる。

- 1) 校舎の被害が軽微な場合は、速やかに応急修理をして授業を行う。
- 2) 校舎の被害は相当に大きいが一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。
- 3) 学校施設の使用不能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は、臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- 4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- 5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- 6) 校舎の被害状況を迅速かつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

(2) 教職員の確保

村の教育委員会及び私立学校設置者は、災害発生時における教職員の確保のために以下の措置を講じる。

- 1) 災害の規模や程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- 2) 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

(3) 教科書・学用品等の給与

村は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又は汚損し、就学上支障を来している小中学校の児童生徒等に対して、国や県の支援を受けて学用品等を給与する。

(4) 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会及び学校は事前に以下の措置を講じる。

- 1) 村は、学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について優先順位を教育委員会と協議する。
- 2) 指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解を図るとともに、マニュアル等を整備する。
- 3) 指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- 4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

3 応急保育

(1) 保育の継続

保育所施設の安全が確認できた後，受入可能な児童は保育所において保育する。被災により通所できない児童は，地域ごとに実情を把握して災害対策本部に報告する。

(2) 保育の再開

保育所が被災して使用できない場合は，住民福祉班長は早急に保育が再開できるよう措置するとともに，保育所長に指示して平常保育を開始する時期を保護者に連絡する。

第3章 風水害応急対策計画

第19節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保【渉外班】

災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

1 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の手続

村は、村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、県に対してその旨を文書により申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

村は、前記の申出ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県に対してその旨を通知する。

(2) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の援助、避難者の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療、救護、防疫、人員・物資の緊急輸送、給食、給水、救援物資の無償貸与・譲与、危険物の保安・除去、通信支援、広報活動等である。

(3) 自衛隊との連絡

村は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）に通報するほか、必要な情報の交換をする。

2 自衛隊受入体制の確立

(1) 受入側の活動

村は、派遣部隊の受入れに際しては、以下の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。

1) 災害派遣部隊到着前

① 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。

② 連絡職員を指名する。

③ 派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

2) 災害派遣部隊到着後

① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。

② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容、作業進捗状況等を県に報告する。

(2) ヘリコプターの受入れ

村は、本計画に定める箇所、又は他の適切な箇所にヘリポートを以下の要領により設営する。

1) 着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近く上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。夜間使用時は、着陸に必要な灯火施設を設置する。

2) 危害予防の措置

① 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

②防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、ヘリコプターの進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

3 災害派遣部隊の撤収要請

村は、自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合は、速やかに県に対して撤収要請を依頼する。

4 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費は概ね以下のとおりとする。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
 - (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
 - (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
 - (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と依頼者が協議する。

5 資料

資料 3.3.1 ヘリコプター発着場一覧

第3章 風水害応急対策計画

第20節 応援要請・受入体制の確保【総務班・渉外班・消防班】

災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

1 応援要請の実施

(1) 応援要請

1) 他市町村への要請

村は、村内の災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認める場合は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村に対し応援要請を行う。

2) 県への応援要請又は職員派遣のあつせん

村は、県又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあつせんに求める場合は、県に対し、以下の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

① 応援要請時に記載する事項

ア 災害の状況

イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由

ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所

オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）

カ その他必要な事項

② 職員派遣あつせん時に記載する事項

ア 派遣のあつせんに求める理由

イ 派遣のあつせんに求める職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

3) 国の機関に対する職員派遣の要請

村は、村内の災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認める場合は、指定地方行政機関に対し、以下の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

① 派遣を要請する理由

② 派遣を要請する職員の職種別人員

③ 派遣を必要とする期間

④ その他職員の派遣について必要な事項

4) 民間団体等に対する要請

村は、村内の災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

村は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国、県、他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受入体制の確保

1) 連絡窓口の明確化

村は、国、県、他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定める。

2) 受入施設の整備

村は、国、県、他市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備する。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定める。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は以下のとおりとし、原則として村の負担とする。

1) 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費

2) 応援のために提供した資機材等物品の費用、輸送費等

また、指定公共機関等が村に協力した場合の経費負担は、その都度定めたもの、又は事前に相互に協議して定めた方法に従う。

3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

(1) 応援要請

村が被災し、消防本部の消防力も低下して十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

(2) 応援受入体制の確保

1) 受入窓口の明確化

村の応援受入窓口は消防本部総務課とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部とする。

2) 受入施設の整備

村は人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

①災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）

②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）

③部隊の活動、宿営等のための拠点となる後方支援拠点等の提供

④消防活動資機材の調達・提供

4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた村の負担とする。

4 資料

資料 2.1.2 応援協定一覧

資料 2.1.3 法律に基づく職員派遣

第3章 風水害応急対策計画

第21節 農地・農業の応急対策【農政班】

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対し、以下のとおり応急対策を実施する。

1 農地の応急対策

(1) 農地

農地が湛水し、農作物の生産に重大な支障を生じるおそれがある場合は、応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

(2) 農業用施設

1) 湖岸堤防、干拓堤防、ため池堤防ののり崩れの場合は、腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

2) 素掘仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

(3) 頭首工

一部被災の場合は、土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

(4) 農道

特に重要な農道については、必要最小限度の仮設道の建設を行う。

2 農業の応急対策

(1) 農作物の応急措置

災害時においては所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

(2) 畜産関係の応急措置

1) 風害

①被害畜舎の早期修理及び復旧に努めること。

②外傷家畜の治療と看護に努めること。

③事故家畜等の早期処理に努めること。

2) 水害

①畜舎内浸水汚物の排除清掃を図ること。

②清掃後畜舎内外の消毒を励行すること。

③家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること。

④栄養回復のための飼料調達及び給与に努めること。

⑤必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること。

第4章 風水害復旧対策計画

第1節 被災者の生活の安定化【地域福祉課・防災原子力安全課・都市政策課・道路整備課・税務課】

1 義援金の募集・配分

(1) 義援金の募集・受付

村は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集・受付を実施する。

また、募集に当たっては、広報紙やホームページ等を活用するほか、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

(2) 義援金の保管

村は、寄託された被災者に対する義援金について、適正に保管する。

なお、県において義援金配分委員会が設置された場合は、当該委員会に義援金の引継ぎを行う。

(3) 義援金の配分

村は、被災者に対し、県が設置する義援金配分委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、迅速かつ適正に義援金を配分する。

2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

災害により家族を失い、精神または身体に著しい障害を受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、東海村災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、り災者にり災証明を交付する。

3 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に該当する者に対しては、災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

村は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当する場合は、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

また、災害により村内の滅失家屋が概ね10戸以上となった場合は、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れを指導する。

4 村税の徴収猶予及び減免の措置

村は、災害により被災者の納付すべき地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出・納付、納入に関する期日の延長、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

5 被災者生活再建支援法の適用

市町村単位又は区域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地域の速やかな復興に資する。

支援法の適用に当たっては、村が住家の被害状況を把握し、以下の基準で被災世帯の認定を行

う。

(1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、以下のとおり。(支援法第2条第2号)

- 1) 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- 2) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯
- 3) 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- 4) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(前記2)及び3)の世帯を除く。)

(2) 住家の滅失等の算定及び住家・世帯の単位

地震災害対策計画編 第3章 第6節 「救助法の適用」における基準のとおり。

6 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は以下のとおり(支援法施行令第1条)。

- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号)
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)
- (4) 前記(1)又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第4号)
- (5) 前記(3)又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第5号)
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、その自然災害により5(人口5万人未満の市町村にあつては2)世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第6号)

7 支援法の適用手続

(1) 村の被害状況報告

村は、地震災害にかかる被害状況を収集し、県に対して報告する。自然災害発生後の初期段階では、救助法適用手続における報告で兼ねることができる。

(2) 支援法の適用

県は、村からの被害状況報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めた場合は、国(内閣府)及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

なお、村には、支援法が適用されたことを通知する。

8 支援金支給申請手続

(1) 支給申請手続等の説明

村は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

村は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

1) 住民票等世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

2) リ災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

村は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を取りまとめ、速やかに県に送付する。

9 支援金の支給

送付された支給申請書類は被災者生活再建支援法人で審査され、支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき、原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

村は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第4章 風水害復旧対策計画

第2節 公共施設の災害復旧【総務班・渉外班等】

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図る。

1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧計画
- (2) 農林水産施設事業復旧計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上, 下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設, 病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

2 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うに当たり、村は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置を取る。

(2) 災害復旧事業計画

村は、被災施設の復旧事業計画を速やかに策定し、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものについて、査定が実施されるよう努める。

(3) 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たって、村は、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再発防止に努めるとともに、速やかに復旧できるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

村は、決定した復旧事業が速やかに実施できるよう措置し、実施効果を上げるよう努める。

(6) 公共土木施設災害復旧の取扱い手続

公共事業は、災害報告、応急工事、事前協議、現地調査、設計図書作成、国庫負担申請、現地査定、事業費決定のプロセスを経て工事を実施する。災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、国庫負担法、同施行令等により運営される。

3 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、村は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。